

介護保険だより

令和8年5月号

群馬県国民健康保険団体連合会

返戻依頼における返戻帳票の記載について

返戻依頼の際、返戻帳票の記載は以下のとおりです。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に「事由→E 内容→審査委員会の判定により却下」と記載されます。

返戻依頼による返戻という記載はされませんのでご注意ください。

受給者台帳に係るエラーコードと対処方法について

受給者台帳に係るエラーコードと対処方法は、以下のとおりですのでご確認ください。

エラーコード	返戻理由	対処方法等
12P0	受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	保険者番号及び被保険者番号に誤りがないか確認の上、再請求してください。
12PA	変更申請中の受給者です。	当該申請の結果が出た月の翌月に請求してください。申請の結果を確認の上、決定後の要介護度で再提出してください。
12Q5	既に資格喪失した受給者です。	資格喪失した受給者の請求はできません。転出等による保険者の変更等がないかご確認ください。
12QT	受給者台帳記載項目と一致しません。	生年月日及び性別に誤りがないか、介護保険被保険者証を確認の上、再請求してください。
12PD	認定有効期間外の被保険者です。	介護保険被保険者証が更新されているか確認の上、再請求してください。

給付管理票に係るエラーコードと対処方法について

給付管理票に係るエラーコードと対処方法については、以下のとおりですのでご確認ください。

エラーコード	返戻理由	対処方法等
ANNJ	過去に該当する給付管理票を提出済みです。	既に提出済の給付管理票があるにも関わらず、再度作成区分「新規」の給付管理票が提出されています。給付管理票を修正する場合は、作成区分を「修正」で提出してください。
ANN9	対象となる給付管理票は存在しません。	作成区分「修正」の給付管理票を提出しましたが、修正のもとになる「新規」の給付管理票が存在していません。前回返戻になった給付管理票を再提出する場合は、作成区分「新規」で提出してください。
ADDO	事業所基本台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	給付管理票に記載されたサービス事業所番号に誤りがあります。サービス事業所番号が正しいか確認の上、再提出してください。
ADD1	指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	給付管理票に記載されたサービス種類に誤りがあります。サービス種類が正しいか確認の上、再提出してください。
ADD3	事業所基本台帳の指定・基準該当サービス区分コードと一致しません。	指定・基準該当・地域密着型サービス識別に誤りがあります。指定事業所は「指定」、基準該当事業所は「基準該当」、地域密着型事業所は「地域密着」に修正の上、再提出してください。
12P5	受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。	給付管理票の居宅サービス作成区分コードを確認し、再提出してください。
12P4	受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。	市町村から国保連合会に提供される受給者台帳（利用者の情報）に登録されている支援事業支所番号と、給付管理票を提出されている支援事業所番号が違います。支援事業所としての届け出の有無等を確認の上、再請求してください。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>



★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会